平成２３年（フ）第９３３号
さいたま市見沼区東大宮５丁目37番地２
破産者　有限会社ハウスバンク
１　決定年月日　平成23年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２８５９号
東京都新宿区舟町11　松沢荘１Ｆ
破産者　吉村みたま
１　決定年月日　平成23年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２８５号
埼玉県戸田市下前２丁目10番20号セクラビル１Ｆ
破産者　有限会社大電
１　決定年月日　平成23年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第４１２号
鹿児島県鹿児島市川上町1771番地６ハッピーハイム204号
破産者　松永　涼子
１　決定年月日　平成23年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４３６号
鹿児島県鹿児島市日之出町15番10号
破産者　株式会社ユーシン
１　決定年月日　平成23年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１９４１号
札幌市白石区本郷通６丁目北５番28―501号
破産者　藤田　東湖
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５６号
釧路市昭和南４丁目20番４号
破産者　有限会社道東フレッシュ
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第４５４号
茨城県水戸市大工町３丁目７番16号
破産者　株式会社ＴＭＳ
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第１０８６６号
岩手県盛岡市愛宕町11番22号
破産者　和山コンクリート工業株式会社
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３２５号
東京都品川区戸越５丁目15―８
破産者　小林健太郎
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７７８５号
東京都品川区戸越５丁目15番８号
破産者　株式会社マルヨシ商事
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５７４号
神奈川県藤沢市円行２丁目20番地の17
破産者　相模梱包株式会社
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５０号
神奈川県横須賀市大津町１丁目13番地
破産者　有限会社包味
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２６６号
神奈川県横須賀市野比２丁目７番１号
破産者　有限会社山本かねせい建築
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１４９号
相模原市南区古淵６丁目15番31号
破産者　株式会社クリーク
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４１号
長野県伊那市高遠町東高遠2221番地
破産者　有限会社東部建設
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第２６４１号
名古屋市中村区名駅南５丁目２番６号
破産者　町田　陽子
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７５５号
愛知県小牧市大字三ツ渕旦那新田451番地
破産者　有限会社小益商店
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４９３号
名古屋市名東区名東本通４丁目24番地
破産者　株式会社リバー
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６９２号
京都市中京区堀川通錦小路下る錦堀川町659番地
破産者　株式会社オーケーファイナンス
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３１号
京都市伏見区深草直違橋２丁目412番地
破産者　株式会社住専
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５４号
京都府船井郡京丹波町橋爪下島２番地の１
破産者　株式会社京都マエダ
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第１１４４号
神戸市灘区篠原南町７丁目４番13号
破産者　有限会社ケー・ティ・シー
１　決定年月日　平成23年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部